

# 総務委員会議案説明資料

令和2年2月26日

件 名

- 1 第12号議案 東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について・・・・・・・・ 2

(区 民 部)

# 第 1 2 号議案説明資料

令和 2 年 2 月 2 6 日

件 名	東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について										
所管部課名	区民部高齢医療・年金課										
内 容	<p>1 規約変更の理由 平成 3 0 ・ 令和元年度に引き続き、保険料軽減に係る経費を各区市町村が負担金として支出することに伴い、東京都後期高齢者広域連合規約の支出期間に係る規定を変更する必要があるため。</p> <p>2 規約変更の内容 負担金について、次の項目の負担割合を、令和 2 ・ 3 年度の 2 年間の時限措置として、規約附則に規定する。</p> <table data-bbox="331 1014 1161 1245"> <tr> <td>(1) 審査支払手数料相当額</td> <td>1 0 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>(2) 財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>1 0 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>(3) 保険料未収金補填分相当額</td> <td>1 0 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>(4) 保険料所得割減額分相当額</td> <td>1 0 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>(5) 葬祭費相当額</td> <td>1 0 0 パーセント</td> </tr> </table> <p>※ 上記の措置により、措置を講じない場合に比べ、年間約 5 億円程度の負担増となる見込み。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 規約変更時期 令和 2 年 4 月 1 日</p>	(1) 審査支払手数料相当額	1 0 0 パーセント	(2) 財政安定化基金拠出金相当額	1 0 0 パーセント	(3) 保険料未収金補填分相当額	1 0 0 パーセント	(4) 保険料所得割減額分相当額	1 0 0 パーセント	(5) 葬祭費相当額	1 0 0 パーセント
(1) 審査支払手数料相当額	1 0 0 パーセント										
(2) 財政安定化基金拠出金相当額	1 0 0 パーセント										
(3) 保険料未収金補填分相当額	1 0 0 パーセント										
(4) 保険料所得割減額分相当額	1 0 0 パーセント										
(5) 葬祭費相当額	1 0 0 パーセント										
今後の方針	本案議決後、各区市町村で協議を行い、東京都知事へ届出を行う。										

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>第1条～第19条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>平成30年度分及び平成31年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="271 647 1061 892"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="271 1334 1061 1455"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント	<p>第1条～第19条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>令和2年度分及び平成令和3年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1240 647 2031 892"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1240 1334 2031 1455"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変

別表第1・別表第2 (略)	<p><u>更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u></p> 別表第1・別表第2 (略)
---------------	---